参考様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	令和8年7月17日 （　第2回　）
目標年度	令和13年度
市町村名 （市町村コード）	島田市 22209
地域名 （地域内農業集落名）	旧島田・大津地域 旧島田市（向谷町・三ツ合町・中溝町・若松町・宮川町・中河町・元島田・御仮屋町・旭町・高砂町・南町・横井町・河原町・稲荷町・向島町・大井町・幸町・日之出町・大川町・大津通・新田町・本通7丁目・松葉町） 旧大津村（千葉・大草・尾川・落合・上野田・東野田・西野田）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	169.9 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	168.7 ha
②　田の面積	54.9 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	113.8 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.3 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.3 ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	74.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	65.6 ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

当地域は、市の中心部に位置し、市街地と北部の中山間地域にまたがっている。
このうち旧島田市地区の農地は、用途地域内にあり、宅地と混在した水田が主で、自家用の水稲や野菜が栽培されている。また、旧大津村地区の農地は、大津谷川沿いに水田が広がっているが、基盤整備が遅れていて、狭小な区画が多く、また、茶園が中山間部にあり、狭小な傾斜地が多い。
後継者が少なく、農地の荒廃化が進んでおり、効率的な農地の基盤整備と担い手の確保が課題となっている。
【地域の基礎的データ】農業者（10a以上）519件（平均年齢70.7歳）、担い手4件（うち法人2件）
主な作物：水稲、茶、野菜、椎茸等

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

旧島田市地区は、都市的土地利用を進めていく地域であるが、農地の持つ多面的機能として水源涵養や緑地、地産地消等の役割を有していることから、現耕作者や地区内外の農業を担う者により、稲作を中心にできる限り農地を維持していく。
旧大津村地区は、集落の話し合いにより農地中間管理事業を活用した水田の基盤整備を進めており、地元の認定農業者や地区内外の法人などの担い手に農地の集積・集約化を図って、水稲及び高収益作物などを栽培していく。
茶については、乗用型機械の導入が可能な農地を中心に、作業の効率化を図りながらできる限り保全を図るとともに、有機栽培や他作物への転換などを図っていく。
また、新規就農者を受入れていくとともに、体験型の観光農業の実現を目指していく。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクによる貸借を中心に、担い手（認定農業者、認定新規就農者等）への農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手以外の農業を担う者を確保し、農地利用を進める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	7.3　%	将来の目標とする集積率	80　%

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

基盤整備や交換分合等により、団地数の削減及び団地面積の拡大を進める。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方法

農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。

（3）基盤整備事業への取組

旧大津村地区の落合地区及び大草地区において、水田の大区画化・汎用化を図る基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化を図る。
茶園の基盤整備については、畝替えや枕地整備など簡易的な基盤整備により、乗用型管理機での作業が可能な農地を担い手へ集積・集約化していく。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

水稲栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織の育成を図るとともに、その受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやカモシカなどによる被害を防ぐため、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害情報を逐次提供し、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。
②乗用型摘採機が利用可能な茶園において、茶の有機栽培を取り組んでいく。
③基盤整備を実施した水田において、ドローンの活用などによるスマート農業を展開して、効率性を上げる。
⑤広域の柑橘共同選果場整備を促進し、有効利用を図っていく。
⑩水田の基盤整備により、水稲以外にレタスやトウモロコシなどの高収益作物を栽培し、農地の有効活用を図る。また、茶から他作物への転換を図る。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 13 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1		1.0 ha	ha		1.3 ha	ha	1086	
利用者	2		1.6 ha	ha		1.3 ha	ha	1100	
利用者	3		0.2 ha	ha		12.8 ha	ha	1128	
利用者	4		1.6 ha	ha		12.8 ha	ha	1191	
利用者	5		0.5 ha	ha		0.4 ha	ha	1192	
認農	6		2.5 ha	ha		1.0 ha	ha	1231	
認農	7		4.0 ha	ha		4.0 ha	ha	6493	
認農	8		1.8 ha	ha		1.8 ha	ha	8009	
利用者	9		0.3 ha	ha		0.3 ha	ha	8028	
利用者	10		1.2 ha	ha		1.2 ha	ha	1088	
利用者	11		2.2 ha	ha		2.2 ha	ha	1193	
利用者	12		0.2 ha	ha		0.2 ha	ha	1572	
利用者	13		1.3 ha	ha		1.3 ha	ha	8034	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		18.4 ha	0 ha		40.6 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。